

議案第124号

職員の旅費に関する条例等の一部改正について
職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年9月3日提出

上越市長 村山秀幸

職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例
(職員の旅費に関する条例の一部改正)

第1条 職員の旅費に関する条例(昭和46年上越市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「第16条第2号から第5号まで」を「第16条各号」に改める。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第2条 職員の退職手当に関する条例(昭和46年上越市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)」を削る。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和46年上越市条例第75号)の一部を次のように改正する。

第22条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第4項中「、若しくは失職し」を削る。

第22条の2第2号中「(法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)」を削る。

第23条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2項第1号中「、若しくは失職し」を削る。

第25条第6項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。